

令和 2年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：文化資源課
 担当名：文化財活用担当
 内線：6986

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B56	文化財保護事業補助		一般会計	教育費	社会教育費	文化財保護費	文化財保護事業補助	
事業期間	昭和27年度～	根拠法令	文化財保護法、文化芸術振興基本法、埼玉県文化財保護条例		宣言項目			
					分野施策	061349 文化芸術の振興		
1 事業概要			5 事業説明					
文化財の所有者・管理者等が行う文化財の保存事業に対し補助金を交付し、適切な保護管理を図る。また、民俗芸能保持団体に対し補助金を交付し、民俗芸能の衰亡を防ぎ地域文化の振興を図る。 (1) 埋蔵文化財調査保存事業 △12,110千円 (2) 民俗芸能の振興事業 △ 260千円 新型コロナウイルス感染拡大防止等のため事業中止・縮小による減			(1) 事業内容 ア 国指定文化財保護事業 国指定文化財に対する補助金 4件 9,428千円 イ 埋蔵文化財調査保存事業 市町村が実施する試掘調査に対する補助金 41件 57,294千円 ウ 県指定文化財保護事業 県指定文化財に対する補助金 29件 56,569千円 エ 民俗芸能の振興事業 県指定無形民俗文化財の後継者養成を目的とした補助金 9件 1,222千円 オ 防災設備・緊急対応等事業 国・県指定文化財の防災設備及び緊急対応等に対する補助金 22件 16,060千円 (2) 事業計画 国や県指定文化財等を適切に保存し後世に伝えるため、保存事業に対して緊急性や必要性を考慮し、優先度の高いものについて今後も引き続き補助金を交付していく。 (3) 事業効果 補助金を交付した文化財保存事業件数 平成28年度 93件 平成29年度 100件 平成30年度 99件 (4) 事業主体及び負担区分 ア 国指定文化財保護事業 (ア) 市町村が所有者の場合 国16/20(県1/20)市3/20 ※史跡の先行取得償還の場合 (イ) (ア)以外の場合 国10/20～17/20(県3/40～10/40)市 3/80～20/80・事業者3/80～20/80 イ 埋蔵文化財調査保存事業 国1/2(県1/6～1/4)市1/4～2/6 ウ 県指定文化財保護事業 (県1/2)市1/4・事業者1/4 エ 民俗芸能の振興事業 (県1/2)市1/4・事業者1/4 ※補助上限150千円 オ 防災設備・緊急対応等事業 ア(ア)またはウに準じる。 (5) 補正予算の概要 新型コロナウイルス感染拡大防止等のため事業中止・縮小による減					
2 事業主体及び負担区分 事業説明欄参照								
3 地方財政措置の状況 特別交付税 重要文化財等の保存等に要する経費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.8人=7,600千円								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	補正後の 予算額
決定額	△12,370						△12,370	128,203
現計額	140,573						140,573	